

# 賛助会員規約

## (目的)

第1条 この規約は、本組合が定款第52条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、外部関係者の本組合に対する協力・理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

## (資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

- (2) 賛助会員の種別は運送業と運送業以外の業種の2種類とする。
- (3) 賛助会員の資格は第3者に譲渡したり、使用させたりすることはできないものとする。

## (賛助会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本組合が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

## (議決権)

第4条 賛助会員は本組合の総会における議決権を有しない。

## (加入)

第5条 賛助会員たる資格を有する者は、本組合の設立と活動に賛同のうえ本組合の承諾を得て加入するものとする。

- 2 前項の諾否は、理事会において決する。
- 3 賛助会員として加入しようとする者は、別に定めるところにより加入手数料を納付するものとする。

(加入金)

第6条 賛助会員は、加入金を納入するものとする。

- 2 加入の額は、運送業は100,000円を負担するものとする。また、運送業以外の業種については50,000円を負担するものとし、組合事務所関係、組合および組合員の労働条件向上、職場環境整備に使用するものとする。
- 3 納入された加入金は、いかなる場合でも返却しないものとする。

(会費)

第7条 賛助会員は、組合員の事業活動に賛同し、その活動を支援するために別途定める所定の年会費を支払う。

- 2 会費の額は、運送業は月会費として10,000円を負担するものとする。運送業以外の業種の場合は、年会費として10,000円を負担するものとする。

(脱退)

第8条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ90日前までに書面にて本組合に届出て脱退するものとする。

(除名)

第9条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第10条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付則

この規約は、西暦2018年6月21日より施行する。